

資格範圍より見て之を一般貸金及俸給生活者に對する一種の家族手當制度と見做すことができよう。

三、疾病金庫醫師會の家族負擔平準金庫

特殊の一例として擧ぐべきものに一九三四年制定された「疾病金庫醫師會の家族負擔平準金庫」の試みを擧げることができる。右は全會員の收入より一律に其の三%（但し地方會員に於て二%）を徴集して其の財源となし、三子以上の家族に對し第三子以降に（二十一歳迄、但し就學中の場合は

二十四歳まで）每一子當り金五十マルクを支給するもので、方法は極めて粗笨なるものであるが之が爲め事務を簡易化する利益がある。又年概ね一回二子家族に對し（時には一子家族に對しても）一時金の支給を行つて右方の法の缺陷を償ひ負擔の公平を期してゐる。尤もこの種制度は醫師の如く高收入を有ち且つ子供の尠い職業集團に於てのみ行ひ得る制度で、その點家族手當制度なるものの技術的困難と全國的金庫制度の必要をいよく痛感せしめる。

獨・伊・佛の貸付金制度の要目對照

（埋め苺）

獨逸の婚姻貸付金

伊太利の家庭貸付金

佛蘭西の農民婚姻貸付金

制定年度 一九三三年

一九三七年

一九四〇年

資格要件

妻たるべき者の過去に於ける一定被雇關係の存在

結婚當時夫妻共に滿廿六歳以下なること。収入計一二、〇〇〇リラ以下

農民であること。男廿一歳以上卅歳未滿、女十八歳以上廿八歳未滿

必須條件

右被雇關係の放棄、又は返済率の強化

十年間土地を離れざること

貸付金額

最高一千マルク（購買證券による）

一千乃至三千リラ

五千乃至二万フラン

貸付金利率

無利子

無利子

四・五%。

返済率

毎月一%（強化率三%）

毎月一%（結婚後六ヶ月後より）

翌年より十ヶ年間の半年賦償還

返済猶豫

出生後一ヶ年間、特に農村人口に對しては貸付後十ヶ年間完全猶豫

右六ヶ月経過前に妻の妊娠せる場合は結婚後十八ヶ月、引續き第二子、第三子の生れる場合には更に各十二ヶ月

返済免除

一出生毎に四分の一、右農村人口に於ては右十ヶ年の猶豫期間中夫婦の一方農村人口として活動せし場合に全額免除となる

第一子に十分の一、第二子に十分の二、第三子に十分の三、第四子に殘額全部

出生毎に半年賦金の割引を爲す、第一子出生で貸付總額の五厘、第二子で一分五厘、第三子で三分、第四子で五分、第五子出生を以て完全免除